2025

定年後プラン(拠出型企業年金保険) 2025年度募集のご案内

定年後プランであなたの 老後生活に「ゆとりと安心」を。

「定年後プラン」の特徴

- 老後の生活資金を在職時から積み立てる制度です。長く積み立てることで積立額が大きくなります。
- **2** 積立残高は一時金でのお受取りのほか、 年金でのお受取りもできます。

月々1,000円から積立ができます。

3 一般コースは一般生命保険料控除(旧制度)の対象で、 積立休止ができます。 個人年金コースは個人年金保険料控除(旧制度)の対象で、 積立休止はできません。



1



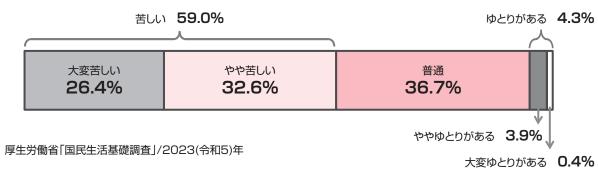
☑ 公的年金で老後の生活費をまかなえる?

●「まかなえるとは思わない」人が73.9%



まったくそう思う **4.3%** わからない **2.9%** (公財)生命保険文化センター「2022(令和4)年度生活保障に関する調査」

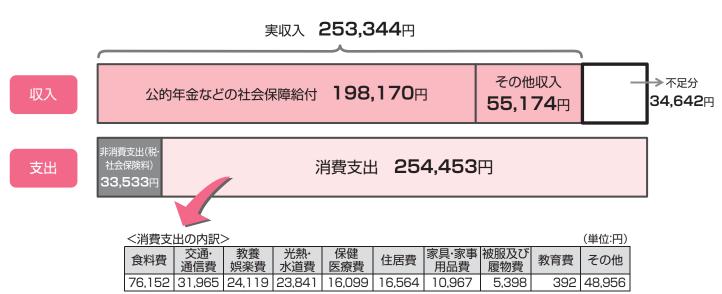
●高齢者世帯の生活意識⇒生活が苦しいと回答する人が大半



☑ 老後の生活費はどれくらい?

●世帯主が60歳以上の無職世帯では、社会保障給付以外の収入で補っています。

<世帯主が60歳以上の無職世帯(2人以上の世帯)の1カ月間の収入と支出>



総務省「家計調査年報(家計収支編)」/2023年(令和5年)



定年後プラン

●一般コース ●個人年金コース

- ■定年後のための積立制度です。ゆとりある老後生活のために、計画的な積立てを行いましょう。
- ■一般コースと個人年金コースがあります。両コースへの重複加入も可能です。内容をよく検討して、有効に活用してください。

制度内容

	一般コース	個人年金コース				
加入資格	新規加入は満57才以下の本人	新規加入は満49才以下の本人				
	*年令は2025年7月1日時点の満年令です。					
特色 ————————————————————————————————————	老後の生活資金を在職時から積み立てる制度です。					
資金運用	この制度は生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険に基づき運営します。					
予定利率	年1.25% *2025年1月1日現在。利率は生命保険会社の運用実積に応じて変更することがあります。					
保険手数料	積立額の約1.3% + 毎月の積立残高の約0.008%					
積立額の制限	給与控除できる範囲まで (1ロ=1,000円単位)					
積立開始月 積立額変更月 積立再開月 ※ 1	7月払の給与から(個人年金コースに積立再開はありません)					
特別積立	募集期間:3月下旬~4月16日(水) *毎月の積立に上乗せして積立ができる制度です。 (積立休止中の方は特別積立できません) *払込みは一時払となります。 *積立額は10万円~2,000万円(10万円単位)です。 *ご案内の詳細はP8をご参照ください。	特別積立はありません。				
積立休止 ※2	原則毎月4日締切で翌月給与より休止。 月1回 ただし、3月5日~6月4日までの期間は 積立休止を受け付けておりません。	積立休止はありません。				
解約(脱退)	原則毎月4日締切で翌月中旬ごろ着金予定。ただし、5月5日~6月4日までの受付休止期間を除く。 月1回 *積立残高の一部払出はできません。 *加入申請書で解約を選択した場合、7月末までに解約書類が送付されます。(8月中旬ごろ着金予定)					
残高通知	9月下旬に残高(8月末現在)を通知します。 *現在の残高をお知りになりたい場合、積立残高通知書(3月末現在)をご希望の場合は下記のお問い合わせ先<その他>記載の 大樹生命までご連絡ください。					
税制上の取扱 ※3	旧制度の「一般生命保険料控除」の対象です。 旧制度の「個人年金保険料控除」の対象です。 *所得税法第76条 *所得税法第76条					

- ※1 個人年金コースは2か月連続して給与控除できない場合、解約(脱退)となります。
- ※2 積立休止とは、現在までの積立残高は解約せずに、新たな積立てをやめることです。
- ※3 生命保険料控除制度の改正に伴い、2012年1月1日以降の保険始期・更新契約等は新制度の生命保険料控除制度が適用されております。ただし、定年後プランについては 保険始期が2011年12月31日以前で、更新のない契約です。そのため、ご加入の時期によらず旧制度の生命保険料控除が従来どおり適用されます。

退職時の受取方法

*中途脱退時は一時金でのお受取りとなります。

	一般コース	個人年金コース
年金受給 ※4	5·10·15·20·25年確定年金	10·15·20·25年確定年金 (5年確定年金はありません)
年金繰延 ※4	0	
脱退一時金	0	0

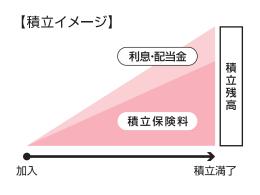
※4 年金月額が1万円未満の場合は年金受給および年金繰延はできません。一時金にてお支払いします。

●お問い合わせ先

- <定年時·解約時のお手続> 豊通保険パートナーズ(株) 0120-673-506(無料)
- <その他> 大樹生命保険(株) 東海法人営業部トヨタ室 TEL:0565-71-2838(平日 9:00~17:00)
 - ※お問い合わせ時の個人情報のお取扱いについて:お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービスの充実などの観点から録音させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳細は大樹生命ホームページの個人情報保護基本方針をご覧ください。(URL)https://www.taiju-life.co.jp/personal/
- ●引受保険会社(拠出型企業年金保険)*2025年1月1日現在

大樹生命保険(株)(事務幹事会社)・日本生命保険(相)・明治安田生命保険(相)・第一生命保険(株)・住友生命保険(相)

ゆとりある老後生活を送るために、早めに準備しましょう



毎月1万円積み立てると…

積立期間	積立保険料	予想積立残高	年平均利回り	
1年	12万円	約11万円	_	(0)
2年	24万円	約23万円	_	(2)参照
3年	36万円	約36万円	約0.13%	
5年	60万円	約 60万円	約0.54%	
10年	120万円	約125万円	約0.86%	
20年	240万円	約265万円	約1.06%	
30年	360万円	約422万円	約1.16%	

- (1)予想積立残高は、予定利率(1.25%、1年複利)を前提とした数値であり 今後、予定利率の変更等により変動することがあります。 (2025年1月1日現在)
- (2)加入後、2年6か月以内で解約した場合は元本割れすることがあります。
- *「年金繰延」「積立休止(一般コースのみ)」により、積立満了直前の積立分の 元本割れを防ぐことができます。

●年金受給 積立満了後、以下の年金コースを選択できます。

コース	年金 対象者	受取期間	受取方法	月5万円受け取る ための必要残高
5年確定年金コース		5年間	均等払型	約295万円
10年確定年金		10年間	均等払型	約571万円
コース		10年间	5年前厚払型	約865万円
15年確定年金	本人	15年間	均等払型	約831万円
コース	.4.7	13年間	5年前厚払型	約1,125万円
20年確定年金		20年間	均等払型	約1,075万円
コース		20年间	5年前厚払型	約1,370万円
25年確定年金		25年間	均等払型	約1,305万円
コース	ス 25年间		5年前厚払型	約1,599万円

- (1)一般コースは2年間(休止期間含む)、個人年金コースは10年間の退職前の積立てが必要です。
- (2)一般コース、個人年金コースとも所定の積立残高がある場合、年金コースを選択できます。(個人年金コースは5年確定年金コースを選択できません。)
- (3)個人年金コースは60才未満で退職の場合、年金受給を 選択できません。年金受給を選択するには、60才までの 年金繰延を選択する必要があります。
- (4) 左記の前厚払型は5年目までが月10万円、6年目以降が 月5万円となる場合です。
- (5)一般コースのみ、積立残高が年金受給の必要残高に 不足する場合、退職時に限り、積立残高を限度として 不足額を積み増すことができます。
- (6)必要残高は予定利率年1.25%(2025年1月1日現在) の場合で、今後変動することがあります。

●年金繰延

- (1)一般コースは2年間(休止期間を含む)、個人年金コースは10年間の退職前の積立てが必要です。
- (2)年金受給の開始を最長10年間繰り延べることができます。繰延期間中でもお申出により「年金受給開始」「全額解約」を随時請求できます。
- (3)繰延期間終了後、各年金コースより受取方法を選択できます。(一時金受取りも可)
- (4) 繰延期間中は、生命保険会社の予定利率で運用されるとともに、積立残高に対し保険手数料がかかります。

税制上のメリットもあります

個人年金保険料控除 ※3

所得税法上規定されている生命保険料控除の一つです。定年後ブラン(個人年金コース)の場合、積立保険料10万円/年を上限に対象となり、一般の生命保険料控除とは別に、所得税で最高5万円まで、住民税で最高3万5千円まで、それぞれの年の所得から控除が受けられます。

(所得税法第76条、地方税法第34条、314条の2)

(所得税)

年間積立額	控除額		
25,000円以下	年間積立額		
25,000円超 50,000円以下	年間積立額×1/2+12,500円		
50,000円超100,000円以下	年間積立額×1/4+25,000円		
100,000円超	50,000円		

(住民税)

年間積立額	控除額			
15,000円以下	年間積立額			
15,000円超 40,000円以下	年間積立額×1/2+ 7,500円			
40,000円超 70,000円以下	年間積立額×1/4+17,500円			
70,000円超	35,000円			

個人年金コースの税制上のメリット

個人年金コースの積立保険料は「個人年金保険料控除」の対象となりますので、年末調整時に1年間の税金の一部が軽減されます。 (所得税法第76条)

■平均的な軽減税額(年間積立額 10万円以上の場合)

年収	軽減税額			
600万円	約8,600円※6			
800万円	約13,700円※7			

※6 所得税率10.21%(復興特別所得税を加味)、地方税率10%の場合。
※7 所得税率20.42%(復興特別所得税を加味)、地方税率10%の場合。

脱退一時金の課税対象額

課税 対象額 = { 1年間に受けた 定年後ブランの利息および -50万円 }×1/2 その他の一時所得の合計

課税対象額は、確定申告により他の所得と合算のうえ課税されます。 (所得税法第34条)

詳しくは、解約時に自宅に送付される「お支払通知書」をご覧ください。 *年金で受け取った場合、利息部分は雑所得になります。(所得税法第35条)

^{*2025}年1月1日現在の税制に基づいた記載です。今後、税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違する場合があります。 個別の取扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。

契約概要のご説明「定年後プラン(拠出型企業年金保険)

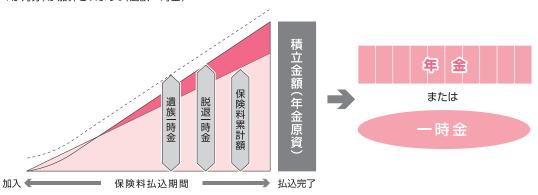
- ●この「契約概要のご説明」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容を で確認・で了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ●お申込みの際には、必ず具体的なご契約内容が表示されているパンフレットの該当箇所および次ページの「注意喚起情報のご説明」をあわせてご参照ください。

商品名称

拠出型企業年金保険

商品の特徴

- ・企業・団体の従業員・所属員の方について、自助努力による財産形成や老後資金を準備するために、トヨタ自動車株式会社を保険契約者として運営する 団体年金保険商品です。
- ・拠出型企業年金保険遺族年金特約により、保険料払込期間中にお亡くなりになった場合(積立休止中は除く)は、積立金に遺族年金特約保険金(毎月の保険料の 1か月分)が加算されます。(遺族一時金)



加入年令·加入資格

- ・加入年令、加入資格、保険料、保険手数料等につきましては、パンフレットの該当箇所をご参照ください。
- ・退職等により企業・団体の所属員でなくなる等、加入資格を喪失した場合は、速やかに脱退していただきます。

積立金

- ・お払込みいただいた保険料は、保険手数料を差し引いて積み立てられ、所定の予定利率により運用されます。保険手数料・予定利率は将来変更される場合 があります。保険手数料・予定利率につきましては、パンフレットの該当箇所をご参照ください。
- ・加入期間によっては積立金額(脱退一時金額)および遺族一時金額が払込保険料の合計額を下回る場合があります。

年金および一時金をお支払いする場合

年金および一時金をお支払いする場合は以下のとおりです。

【年 金】

・保険料払込完了時や所定の要件を満たした時に所定の積立残高がある場合、年金の選択ができます。年金コースにつきましては、パンフレットの該当箇所 をご参昭ください。

また、年金受給の開始を最長10年間繰り延べることもできます。繰延期間中でもお申出により「年金受給開始」「全額解約」を随時請求できます。

【一時金】

・保険料払込完了前の払出し、および保険料払込完了時に所定の積立残高がない場合は、一時金でのお受取りになります。

【遺族一時金】*ご請求の際に個人番号(マイナンバー)のご提出をお願いする場合があります。

・毎月の保険料には遺族年金特約の保険料も含まれており、保険料払込期間中にお亡くなりになった場合は、積立金に遺族年金特約保険金を加算した 遺族一時金をお支払いします。ただし、休止中、および控除不能の場合は、遺族年金特約保険金の加算はありません。遺族一時金は、約款により以下の続柄 の者のみが受取人になります。

(遺言によるご本人の意向など、いかなる理由があっても変更することはできません)

[受取人(頭の数字は順位)]①配偶者②子(死亡している場合はその直系卑属)③父母④祖父母⑤兄弟姉妹

- *同順位者が2名以上となる場合は、そのうちの最年長者を代表者としてその者に遺族一時金をお支払いします。
- *遺族一時金受取人の該当者がいない場合は、遺族一時金はお支払いできません。

配当金について

- ・毎年の配当金はお支払時期の前年度決算により決定します。決算実績などによってはお支払いできない年度もあります。
- ・保険料払込期間中の配当金は積立金の積増し、年金開始後の配当金は年金の増額にあてられます。
- ·年度途中で脱退された場合は、その年の配当金は支払われません。

引受生命保険会社

この保険契約は、大樹生命保険株式会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。引受生命保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの引受割合に よる保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

[引受生命保険会社] 大樹生命保険(株)(事務幹事会社)·日本生命保険(相)·明治安田生命保険(相)·第一生命保険(株)·住友生命保険(相) *2025年1月1日現在

[大樹生命保険(株)] 本店:〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

注意喚起情報のご説明「定年後プラン(拠出型企業年金保険)

- ●この「注意喚起情報のご説明」は、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、内 容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- ●前ページの「契約概要のご説明」をあわせてご参照ください。
- *当パンフレットは、拠出型企業年金保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。 ご不明な点があった場合は、豊通保険パートナーズ株式会社または大樹生命保険株式会社へお問い合わせください。

ご加入にあたっての重要事項

(1)お申込みの撤回について

この保険は、トヨタ自動車株式会社が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象となりません。

(2)ご契約の責任開始期について

・ご申請いただいた内容に基づき、引受生命保険会社がご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は積立開始月(もしくは積立額変更月)から ご契約上の責任を負います。ただし、所定の要件(加入者数10名以上)を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。(解約となります。) ·生命保険会社の職員や代理店の職員等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

(3)加入資格について

この保険は、企業・団体の所属員の方のみご加入いただけます。また、退職等により加入資格を失われた場合には、この保険からの脱退手続が 必要です。加入資格の詳細につきましては、パンフレットの該当箇所をご参照ください。

保険料は給与控除等により所定の期日にお払込みしていただきます。定年後プラン(個人年金コース)は、2か月連続してお払込みがない 場合は解約(脱退)となりますのでご注意ください。

(5)解約(脱退)時の一時金額について

お払込みいただいた保険料は、保険手数料を差し引いて積み立てられます。したがいまして、加入期間等によっては解約(脱退)時の金額が 払込保険料の合計額を下回る場合があります。

引受生命保険会社は、金利水準の低下その他著しい経済変動等、この契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認めた場合には、 保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより、主務官庁に届け出たうえで基礎率(予定利率・予定死亡率等)を変更することがあります。

(7)年金や一時金のお支払制限について

次のような場合には、年金や一時金のお支払いに制限があります。

- ・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族一時金をお支払いします。同様に、年金受給者を死亡させた 場合は未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。
- ・保険契約者の保険契約締結の際または加入者のこの保険契約への加入の際に、詐欺行為があった場合、この保険契約の全部または一部は 取消しとなることがあり、すでに払い込まれた保険料は払い戻ししません。
- ・受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行ったとき(未遂を含みます)等、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が 発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- ・保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した 場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。
- ・保険契約者の保険契約締結の際または加入者のこの保険契約への加入の際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金 を不法に取得させる目的があった場合には、この保険契約の全部または一部は無効となり、すでに払い込まれた保険料は払い戻ししません。 ・年金や一時金の請求権は、その権利を行使することができるときから3年間請求がないときは時効により消滅します。
- (8)個人情報のお取扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、保険契約者(トヨタ自動車株式会社※)は加入申請書等に記載の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態等) を本保険制度の事務手続のため使用し、保険契約者が保険契約を締結する引受生命保険会社(大樹生命保険株式会社(事務幹事会社) および共同取扱会社)へ提出します。

引受生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受・継続・維持管理、一時金・年金等のお支払い、引受生命保険会社の関連会社・提携 会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、 その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、保険契約者および他の引受生命保険会社に上記目的の範囲内で提供します。 なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き保険契約者および引受生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り 扱われます。引受生命保険会社は、今後変更する場合があり、あるいは再保険の取扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の 引受生命保険会社、再保険会社にも提供されます。

(※)保険契約者には保険契約者の業務委託先を含みます。

(9)信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。

(10) 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が 経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、積立金額や 年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。 [お問い合わせ先]生命保険契約者保護機構 (TEL)03-3286-2820 (URL)https://www.seihohogo.jp/

(11)お手続およびご照会、ご相談・苦情窓口について

- ・この保険のお手続・契約内容等に関するご照会につきましては、豊通保険パートナーズ株式会社にお問い合わせください。
- ・受取人からのご請求に応じて年金・一時金のお支払いを行う必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに豊通保険パートナーズ株式会社にご連絡ください。
- ・お支払事由が発生する事象、年金・一時金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、パンフレットの該当箇所にも記載し ておりますので、併せてご確認ください。
- ·年金·一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金·保険金等のお支払事由に該当することがありますので、 ご不明な点がある場合等には、すみやかに豊通保険パートナーズ株式会社にご連絡ください。

[連絡先] 豊通保険パートナーズ株式会社 0120-673-506 (無料)

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申出ください。 [連絡先]大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ (TEL)03-6831-8867

(12)生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは 不可)·来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けして おります。(URL)https://www.seiho.or.jp/

なお、生命保険相談所が苦情のお申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険 会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を 図っております。

保険契約の内容に関わるご注意

ご加入内容確認事項

ご加入の手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご案内いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申しあげます。

なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

定年後プランについてのご確認事項(意向確認書)

この保険は、自助努力による財産形成や老後資金を準備することを主な目的とする生命保険です。「重要事項のご説明(契約概要のご説明)」、「重要事項のご説明(注意喚起情報のご説明)」ならびにパンフレットに記載されているこの保険商品の保障内容等について申込者のご意向(ニーズ)に合致しているかをご確認のうえ、お申込みください。

保険加入に際しましては、**ライフプランや公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の** 抱える**リスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。 厚生労働省の 公的年金シミュレーターはこちら



参考

生命保険料控除について

●生命保険料控除・・・1年間に支払った保険料(生命保険)の金額によって、所得税と住民税の 負担が軽減(所得控除)される制度です。

定年後プランでは、以下の保障が生命保険料控除の対象となります。

生命保険料控除の	対象となる
対象となる保障	保険料控除制度
定年後プラン(一般コース)	一般生命保険料控除(旧制度※)
定年後プラン(個人年金コース)	個人年金保険料控除(旧制度※)

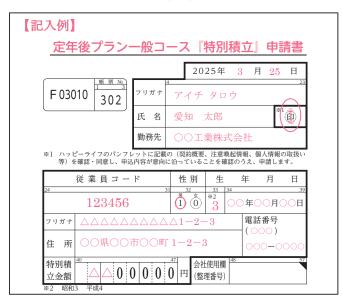
※生命保険料控除制度の改正に伴い、2012年1月1日以降の保険始期・更新契約等は新制度の生命保険料 控除制度が適用されております。ただし、定年後プランについては保険始期が2011年12月31日以前で、 更新のない契約です。そのため、ご加入の時期によらず旧制度の生命保険料控除が従来どおり適用されます。

定年後プラン一般コース『特別積立』の申請について

加入資格	定年後プラン一般コース加入者(積立休止の方は特別積立できません)
申込受付期間	ハッピーライフ期初申請と同じ(2025年3月下旬~4月16日(水)) *お振込いただく時期は別となります。下記内容をご確認ください。
積立金額	10万円~2,000万円まで(10万円単位)
お手続き方法	①申込受付期間内に、本紙下欄「定年後プラン一般コース特別積立申請書」の太枠内に必要事項を記入・押印後、PDFに変換しメール添付、メール件名に「ハッピーライフ定年後プラン特別積立申請(従業員コード)」と記入の上、下記宛先へ送信願います。 大樹生命窓口メール:web_Toyota@taiju-life.co.jp (申し込みの受付はメールのみとなります。) *従業員コードは、ハッピーライフ期初申請で使用する従業員コードをご記入ください。 ②7月初旬頃、特別積立申請書に記載の住所へ郵送およびメール返信にて送金先口座をお知らせします。 ③②のお知らせに記載の口座へ、振込期間内(7月17日(木)~7月31日(木))に、①で指定した金額と同額を送金ください。
ご注意	 ●振込手数料は申請者(振込人)で負担となります。 ●振込名義人は「従業員本人氏名」及びハッピーライフ期初申請で使用する「従業員コード」としてください。例) アイチ タロウ123456 ●多くの金融機関でATM利用限度額が設定されていますので、ご注意ください。利用限度額については、ご自身で金融機関にご確認ください。利用限度額に応じて、振込期間内に数回に分けてお振込みいただいても構いません。 ●7月31日(木)を過ぎると積立はできません。対象外の振込金は申請者に確認のうえ、後日返金されます。 ●自動振込機の場合の振込時控、振込用紙の場合の振込金受取書が領収証の代わりとなります。 ●定年後プランは生命保険会社の拠出型企業年金保険で運用しているため、積立時に積立額の約1.3%が保険手数料として差し引かれます。 ●特別積立後の積立残高は9月下旬頃に送付される積立残高通知書にてお知らせします。 ●今回特別積立にお申込みの方で旧一般生命保険料のお支払額が年間10万円未満の方は、10月頃に生命保険料控除証明書を下記お問い合わせ先までご請求ください。
お問い合わせ先	大樹生命保険株式会社 東海法人営業部トヨタ室 電話 0565-71-2838 (平日9:00~17:00) *お問い合わせ時の個人情報のお取扱いについては3ページ●お問い合わせ先<その他>の※の内容をご参照ください。

申請内容 記入欄

募集締切:4月16日(水)



定年後プラン一般コース『特別積立』申請書



※1 ハッピーライフのパンフレットに記載の(契約概要、注意喚起情報、個人情報の取扱い等)を確認・同意し、申込内容が意向に沿っていることを確認のうえ、申請します。

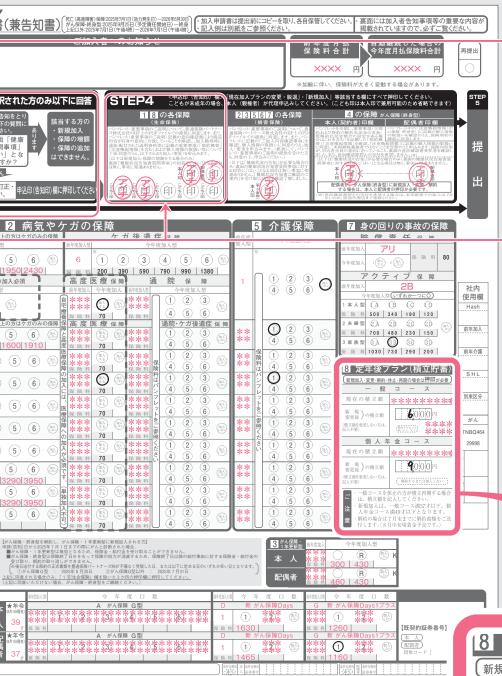
	従業員	1コー	ド	性兒	刋	生		年	月	日
24			31	32			34			39
				男 (1) (女 0	*2		年	月	日
フリガナ								電記	話番号	
住 所								(_	
特別積 立金額	40 ::::::::::::::::::::::::::::::::::::	0 (0 0	9 円		:使用欄 埋番号)	48			57

加入申請書 記入例

※特にご注意いただきたい箇所を記載しています。

「加入申請書を提出される前に、[、] 必ずチェックしてください。





チェックポイント 3

新規加入・変更する場合は

希望される積立額を記入

解約の場合は「解約する

または加入しない」に○を

してください。

してください。

チェックポイント

必ず、いずれかに○を してご提出ください。

新規加入の場合は「A 新規 に加入する」、すでに他の保 障に加入しており、定年後プ ランに新規加入、積立額の変 更、解約をされる場合は、「B 変更あり」となります。「C 変 更なし」の場合は申請書の提 出は不要です。

※ただし、「C 変更なし」の場合でも、 申請書のご提出をお願いする場合 があります。

チェックポイント 2

押印モレのないように ご注意ください。

8 定年後プラン(積立貯蓄)

新規加入・変更・解約・休止・再開の場合は押印が必要

般 \Box ス

現在の積立額

新 規) の積立額 (積立額を変更しない方は、

記入不要)

6000円

*** ***

金コース 個人年

現在の積立額

新 規) の積立額

9000円

(積立額を変更しない方は、 記入不要)

解約するまたは加入しない

- ・一般コースを休止の方が積立再開する場合 は、積立額を記入してください。
- ・新規加入は、一般コース満57才以下、個 人年金コース満49才以下となります。
- ・解約の場合は7月末までに解約書類をご送 付します。(8月中旬頃着金予定です。)

お問い合わせ先

募集および制度内容については

豊通保険パートナーズ株式会社

- ●ハッピーライフ担当 連絡先
- 0120-673-506(無料)
- *受付時間/平日·祝日 9:00~18:00
- *土曜日・日曜日およびトヨタカレンダーの長期休暇中は、休業とさせていただきます。
- *海外からの電話やIP電話など、上記番号をご利用いただけない場合は0565-27-3506(通話料有料)におかけください。
- *豊通保険パートナーズ(株)ではお客さまからのお問い合わせ、ご相談に際して、その内容の確認のため、通話録音をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。